

高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成手続きの流れ

(公財)高松市国際交流協会

1

留学生(申請者)

7月上旬高松市役所から国民健康保険料納付通知が届いたら市役所の窓口または銀行等の金融機関で納付した後、在籍する大学等の窓口で様式第1号の国民健康保険料助成申請書をもらい、必要事項を記入の上、学生証と国民健康保険料領収書のコピーを添え大学等に提出します。

2

大学等

受給資格の有無を審査のうえ、書類一式(様式2号の推薦書類、様式1号の保険料助成申請書、申請者の学生証と国民健康保険料領収書のコピー)を推薦締切日まで当協会に送ります。

3

高松市国際交流協会

大学等の長からの推薦をもって受給者の決定といたします。
助成金額を計算、支出を決裁します。

4

留学生(申請者)

所定の支給日に学生証または在留カードを持って協会事務所で助成金の支給を受けます。

※前期支給日 2018年10月17日(水)~10月20日(土) 10:00~17:00

後期支給日 2019年2月6日(水)~2月9日(土) 10:00~17:00

〒760-0070 高松市番町1丁目 11-63

香川国際交流会館(アイパル)内

公益財団法人高松市国際交流協会 (月曜日・祝日休み)

TEL087-837-6003 FAX087-837-6005